市従労 NEWS 第 240号 発行 2022年 06月 22日 金沢市従業員労働組合 情報宣伝部



2022★人勧期闘争

人勧期および人事委員会勧告期の課題とは

2●22 人勧期闘争における基本的考え方

- 2022 連合春闘は、経済・社会の活力の原動力となる「人への投資」を積極的に求め、「すべての組合が賃上げに取り組む」との方針のもと、多くの組合が前年超えの要求を掲げ、要求組合数も前年を上回りました。
 - 5 月 6 日公表の第 5 回回答集計では、平均賃金方式で回答を引き出した組合の加重平均が 6,160 円・
- 2.10 %と、昨年同時期と比べると 813 円増・0.29 ポイント増で、賃上げの流れが広がっています。 ウクライナ情勢の日本経済への影響をはじめ、原材料価格や原油高による物価上昇など、今後の社会経済情勢は依然不透明な状況であるため、今後の中小を含めた民間の動向を注視する必要があります。
- 〇 公務員連絡会は春闘交渉の中で、2022 人勧は例年通りのスケジュールに沿って取り組むことを確認しています。本年は 4 月 25 日~ 6 月 17 日の期間で例年通り、月 例給、一時金等について一括で調査を行うこととしています。

昨年は、**較差**が極めて小さかったことから給料表の改定は見送られましたが、産業・企業により状況は大きく異なるとはいえ、本年は長引くコロナ禍の影響で、月例給および一時金に関する**民調結果**にどの程度の影響があるか不透明な状況です。

自治労は、賃金をはじめとする公務員の労働条件については、交渉・合意によって決定されるべきものであるとの基本的な考え方に立ち、給与改定にあたっては、精確な調査による公平・公正な官民比較に基づき、月例給・一時金の引き上げを求めます。

特に、本年は物価上昇に伴う生活防衛の観点からも、2022 春闘における民間企業の賃上げを踏まえ、公務員労働者の賃金引き上げを求めていきます。

退職手当の見直しについて

人事院は 4月21日、退職給付水準の官民較差について、公務が民間を 15,000 円上回るという調査結果を公表し、「比較結果に基づき、退職給付の取り扱いについて検討を行うことが適切」という見解を表明しました。

翌 22 日には、国家公務員制度担当大臣が、国家公務員の**退職手当**の水準改定は必要ないとの考えを表明、これを受けて 4 月 25 日に総務省は国の取り扱いを踏まえ、適切に対応することを自治体に求める通知を出しました。

重要 Point

~公務員の**退職金**に関する今後の行方は?? & 人事院勧告の流れ!! ~

- ◎ 公務員の退職金の額は、民間に合わせ 5 年毎に改定される
- ・ 公務員の給与や退職金は 50 人以上の民間企業に準拠する。
- ※要するに「平均額」を取るように決まっています。
 ・給与は毎年の調査結果で改定(人事院勧告)されていますが、
- 退職金は5年毎の調査で改定されるルールになっております。
- ※ 人事院が「調査」を行います。



なお、2012 年 (平成 23 年度) の調査では、民間に比べて公務員が 400 万円近く高いということから、それ以降の額が減額された経緯があります。

また、前回 2016 年 (平成 28 年度)の人事院調査でも民間と公務員は若干の差が生じるとして、国家公務員の退職金が 2017 年 (平成 29 年度)に 78.1 万円ほど減額しています。

○ 退職手当の見直しに向けた取り組み

「大幅な減額」の可能性は非常に高いですが、県本部や市労連と連携して『退職手当』 の基準日設定や、大幅減額された場合の段階的な措置も含めて取り組みを強化する必要があると考えます。

人事院勧告(給与勧告)における実施状況

年	月例給	給 特別給(ボーナス)		平均年間給与		備 考 (主な出来事)
	勧告率	支給月数	対前年比	増 減 額	率	横 考 (主な出来事)
1999年	0.28%	4.45月	△ 0.30月	△ 9.6万円	△ 1.5%	
2000年	0.12%	4.75月	△ 0.20月	△ 7.0万円	Δ 1.1%	
2001年	0.08%	4.70月	△ 0.05月	△ 1.6万円	△ 0.2%	小泉内閣発足(2001年~2006年)
2002年	△ 2.30%	4.65月	△ 0.05月	△ 15.2万円	△ 2.3%	経済政策『小泉構造改革』
2003年	△ 1.07%	4.40月	△ 0.25月	△ 16.5万円	△ 2.6%	官から民へ『郵政民営化等』
2004年		4.40月				政府による公共サービスを民営化等により
2005年	△ 0.36%	4.45月	0.05月	△ 0.4万円	△ 0.1%	削減
2006年		4.45月		——		TO THE TOTAL THE A
2007年	0.35%	4.50月	0.05月	4.2万円	0.7%	
2008年		4.50月		——		リーマンショック (アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・ア
2009年	△ 0.22%	4.15月	△ 0.35月	△ 15.4万円	△ 2.4%	
2010年	△ 0.19%	3.95月	△ 0.20月	△ 9.4万円	△ 1.5%	
2011年	△ 0.23%	3.95月		△ 1.5万円	△ 0.2%	東日本大震災発生
2012年		3.95月		——		平均7.8%引下げの特例措置
2013年		3.95月				
2014年	0.27%	4.10月	0.15月	7.9万円	1.2%	2014年4月から特例措置終了
2015年	0.36%	4.20月	0.10月	5.9万円	0.9%	給与制度の総合的見直し
2016年	0.17%	4.30月	0.10月	5.1万円	0.8%	全国共通の給料表の水準を平均2%、
2017年	0.15%	4.40月	0.10月	5.1万円	0.8%	3級以上の高位号俸を最大4%引き下げ
2018年	0.16%	4.45月	0.05月	3.1万円	0.5%	(現給補償)
2019年	0.09%	4.50月	0.05月	2.7万円	0.4%	2 Ding
2020年	0.04%	4.45月	△ 0.05月	2.1万円	△ 0.3%	コロナショック
2021年	0.00%	4.30月	△ 0.15月	6.2万円	△ 0.9%	The state of the s
2022年	??	1	-	_	_	

